

こども・若者の自殺危機対応チームの取り組みについて

健康福祉部 精神保健福祉センター

1. 目的

近年、若年層の自殺対策が喫緊の課題となる中で、学校での対応が困難なケースに対して多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」が対応を検討し、教職員に助言することで、若年層の自殺予防及び地域の対応力の向上を目指す。

2. 背景

- ・全国の自殺者数をみると、全体数としては減少傾向にあるが、未成年者を含む若年層の自殺者は過去最高を更新している。本市においては、令和7年の20歳未満の自殺者数は5名（令和6年4名）となっている。
- ・国は、「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」を10/10の補助対象事業として掲げており、困難事例に対する支援強化を図るとしている。本市は令和7年度の補助対象事業として採択されている。

3. こども若者の自殺危機対応チーム

自殺リスクの高いこどもや若者への対応に課題を抱える学校や市町村等の地域支援者に対し、多職種（児童精神科医、心理士、保健師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする）が助言を行い、支援体制の構築を支援することで、地域における迅速かつ適切な対応を促進するためのチーム。（以下、「チーム」と表記）

（1）支援対象者

自殺リスクの高いこども・若者の対応に課題を抱える学校や地域の支援者

（ア）及び（イ）～（オ）に該当する内容が含まれている場合、「こども若者自殺危機対応チーム」の対応を検討

＜自殺リスクの高いこども・若者の具体的ケース像＞

（ア）ここ最近（1か月程度）メンタル不調の兆候が認められる

（学校を休みがち、授業に集中できていない、いつもなら楽々できる課題ができない、身だしなみに気を遣わなくなる、等）

※「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」第2章自殺のサインと対応を参照

及び、以下のいずれかが該当

（イ）児童生徒に自殺未遂歴がある

（ウ）児童生徒に自傷行為の経験がある、または、現在自傷行為をしている

（エ）児童生徒から自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない

（オ）直近1年くらいで近親者が自殺で亡くなっている

(2) 支援内容

ア危機対応チーム支援検討会議の開催：支援方針・助言等の検討、ケースの状況確認・支援継続の判断
イ支援の実施：支援方針に基づく地域の支援者への指導・助言、現地調査、支援体制構築サポート
ウ支援の終了：地域の支援者への引継ぎ

※本チームは単発の助言にとどまらず、本人の自殺リスクの低減や地域での支援体制が構築されるまでを見据えて、継続的に対応。(フォローやモニタリング) *概ね6か月程度を想定

4. チーム事業を通じて期待される効果

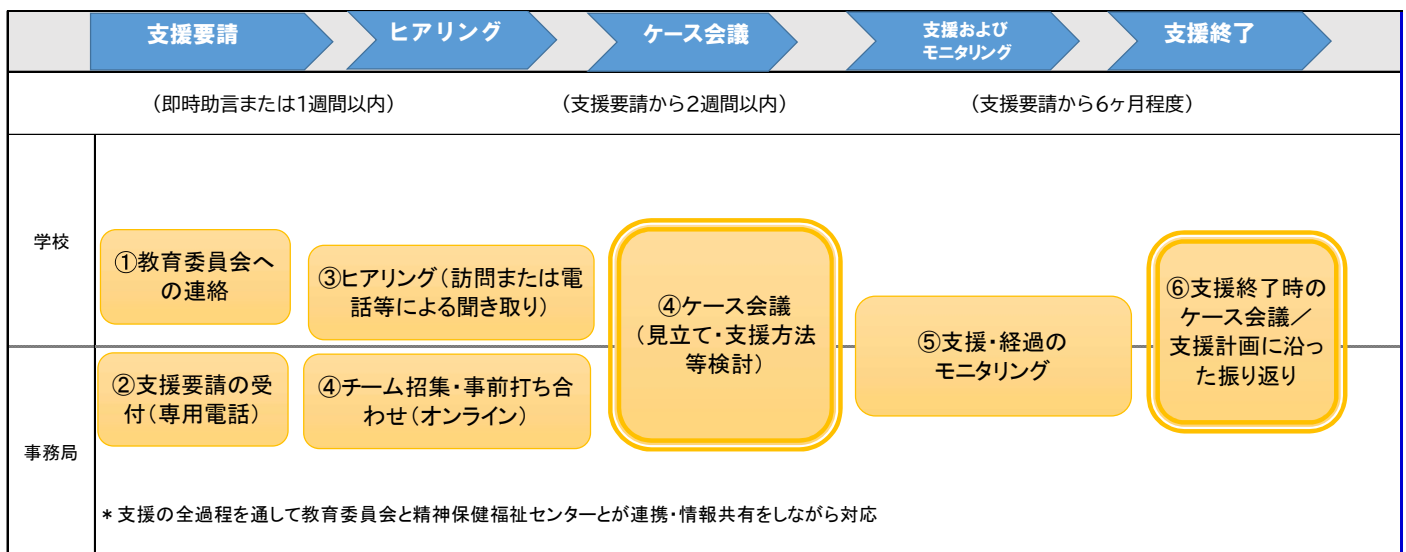
短期的な効果：こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減

こども・若者の自殺危機に迅速な対応をすることで自殺防止を図るとともに、自殺危機対応に困難感を感じる学校現場の負担を軽減する。また、学校では対応が困難な家族全体の課題に対して包括的支援につなぐことができる。

中長期的な効果：地域の自殺対策力の向上

チーム支援を通して学校や教育委員会、地域の支援者間で、こどもの自殺危機対応の知見獲得・蓄積が進むとともに、学校等を中心とした地域の自殺対策ネットワークが構築・強化される。

5. チーム支援の流れ



6. 個人情報の取り扱い

- ・ 支援要請時は個人が特定されない形での情報提供も可能
- ・ チームメンバーからは個人情報保護に関する誓約書を取得する
- ・ 支援要請内容やケア会議の記録は、精神保健福祉センター内に保管し、保管期間は5年とする